

令和6年 8月 1日発行

まちづくりだより

第96号

船橋市建設局都市整備部

飯山満土地区画整理事務所

TEL 047-469-8511

FAX 047-469-8500

E-mail hasama@city.funabashi.lg.jp

1. 土地区画整理審議会委員選挙の立候補の受付を開始します

日頃より、飯山満地区土地区画整理事業に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

まちづくりだより第94号及び第95号でご案内しましたとおり、飯山満地区土地区画整理審議会委員の選挙を令和6年9月1日（日）に予定しております。このため、令和6年8月6日より立候補の受付を開始します。

審議会委員の定数

- ・ 選挙により選出される委員（施行地区内の土地所有者・借地権者）8人
- ・ 市長が選任する学識経験委員 2人

飯山満地区土地区画整理審議会委員選挙 立候補、立候補推薦の届け出

期 間：令和6年8月6日（火）から8月15日（木）まで

時 間：午前9時から午後5時まで

場 所：飯山満土地区画整理事務所（船橋市芝山3-10-3-105）

※（土、日、祝日の届け出は要予約）

立候補者になるためには……

- ・「立候補」（自ら立候補をする場合）又は「推薦」（推薦されて立候補となる場合）の2通りがあります。
- ・ 立候補に必要な書類は、飯山満土地区画整理事務所に用意してあります。
- ・ 土地を共有されている方については、代表者選任通知書（全員の印鑑証明を添付・実印押印）を提出されないと候補者となることはできません。

◎審議会委員選挙に向けたスケジュール（予定）

項 目	年 月 日	備 考
・選挙期日の公告	令和6年6月 4日（火）	
・選挙人名簿作成基準日	令和6年6月24日（月）	
・選挙人名簿縦覧の公告	令和6年7月 1日（月）	
・選挙人名簿縦覧期間 ・選挙人名簿に対する異議申出期間（※1）	令和6年7月16日（火）から 7月29日（月）まで （土、日の縦覧は要予約）	（縦覧場所） 飯山満土地区画整理事務所
・立候補、立候補推薦届出期間	令和6年8月 6日（火）から 8月15日（木）まで （土、日、祝日の届け出は要予約）	（受付場所） 飯山満土地区画整理事務所
・投票及び開票日 （※2）	令和6年9月 1日（日）	（投開票所） 飯山満土地区画整理事務所

（※1）「まちづくりだより第95号」でご案内しました、飯山満土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧及び選挙人名簿に対する異議申出は、令和6年7月29日（月）に終了しました。

（※2）立候補者が定数を超えない場合は、投票を行わない旨を公告し、当選者を決定します。

2. その他

◎本地区における建築制限について

土地区画整理事業施行区域内の土地に建築物等を建築しようとする場合や土砂等を搬出入しようとする場合は、土地区画整理法第76条の規定により制限があり、市長の許可が必要になります。

また、本地区の地区計画区域内の土地に建築物を建築しようとする場合等は、「地区計画の区域内における行為の届出書」の提出が必要となります。

◎飯山満土地区画整理事務所からのお願い

土地区画整理事業施行区域内の土地について、売買、または相続等で所有権が代わった場合、及び引越し等により住所が変更になった場合は、当事務所まで御連絡くださいますようお願いいたします。

また、事業に関する疑問や御質問などがございましたら、お気軽に飯山満土地区画整理事務所へ御連絡下さい。